

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市下細井町四四六番地、最後の住所群馬県前橋市下細井町四四六番地五

被相続人 亡 齋藤 順一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

群馬県前橋市南町三二二一四

山岡俊介法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山岡 俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区月島一丁目八番地、最後の住所東京都品川区中延二丁目八番七号成幸ホーム

被相続人 亡 横川 敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都千代田区神田司町二丁目七番地福祿

ビル五階クラス東京法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大澤美穂子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区亀有二丁目二九番、最後の住所東京都葛飾区新宿六丁目五番一六一一

被相続人 亡 中本 蘭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽

栄光和ビル五階 光和総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 奥原 玲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区代官山町一七番、最後の住所東京都渋谷区代官山町一七番三〇〇三

被相続人 亡 伊藤 彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビル一〇階 田辺総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊藤 英之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市下香貫桃郷二五一七番地、最後の住所東京都江東区東砂六丁目四番一八

被相続人 亡 持田 元子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号新霞

が関ビルディング三階 C L S 日比谷東京法律事務所

相続財産清算人 弁護士 金木 健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市戸塚区平戸一丁目一四二九番地二、最後の住所横浜市戸塚区平戸一丁目五番一〇号

被相続人 亡 齋藤 良行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

神奈川県横浜市中央区本町一丁目四番地

プライムメゾン横浜日本大通三階

相続財産清算人 弁護士 菊地 哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央五丁目一二八五番地、最後の住所横浜市旭区今宿一丁目六六番二六号特別養護老人ホーム陽光苑

被相続人 亡 巴 明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

神奈川県横浜市中央区海岸通四丁目二三番地マリンビル五階

相続財産清算人 弁護士 伊澤 一美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市善行団地七番三〇六号、所神奈川県横浜市善行団地七番三〇六号

被相続人 亡 山本 貴志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

横浜市中区住吉町一二スカーフ会館五階

相続財産清算人 弁護士 桑原 康孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市磯子区杉田四丁目四四〇番地、最後の住所横浜市磯子区杉田四丁目七番一七号

被相続人 亡 須貝 佳代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

神奈川県横浜市中央区本町三二二四本町中央

ビル九階

相続財産清算人 弁護士 狩倉 博之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県秦野市堀西六〇番地六、最後の住所神奈川県秦野市下大槻一六九番地の二

被相続人 亡 林 光晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

神奈川県厚木市中町三丁目一番二号

Y D ビル三階 進藤・田村法律事務所

相続財産清算人 弁護士 進藤 亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市瀬郷七四六番地八、最後の住所神奈川県小田原市早川三丁目一七番地の二市営早川住宅一号楼一〇三号室

被相続人 亡 山本 重夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月三十日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

神奈川県小田原市栄町一丁目一四番五二号

MANAXビル五階

相続財産清算人 弁護士 八木下美帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区南青山一丁目一番地、最後の住所横浜市港北区錦が丘一四番八号

被相続人 亡 吉松 博貴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

神奈川県横浜市鶴沼石上一丁目五番四号

ISM 藤沢三階

相続財産清算人 弁護士 宮下 京介

第38期決算公告

令和8年5月29日 宮城県仙台市青葉区大町一丁目4番1号

株式会社エーシーエス

代表取締役 中本 剛志

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資産の部	流動資産	167,737
	固定資産	136,348
	資産合計	304,085
負債及び純資産の部	流動負債	76,580
	固定負債	62,431
	負債合計	139,011
	純資産	165,074
	資本	30,000
	剰余金	135,074
	利益剰余金	2,230
	利益剰余金	132,844
	その他利益剰余金	(20,780)
	負債・純資産合計	304,085